

ごみの分別と出し方のルール広告掲載者募集要項

この要項は、あま市が発行する「令和８年度ごみの分別と出し方のルール」への有料広告の掲載者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

【募集の内容】

「令和８年度ごみの分別と出し方のルール」への有料広告を掲載できる企業等を募集いたします。

【募集期間】

令和７年１０月１日（水）午前９時から令和７年１１月１４日（金）午後５時まで

【広告の規格等】

１枠の規格(サイズ)	印刷色
縦４０mm以内×横９５mm以内	４色

【広告料及び募集枠数】

１枠あたりの広告料	予定募集枠数
５０，０００円	１２枠

※ページの都合や応募数により、募集枠数を拡大する場合があります。

【ごみの分別と出し方のルールの配布数等】

約４０，０００部を市内各戸に配布するとともに、環境衛生課及び市民課にて必要に応じ配布します。

【応募される方の資格】

「令和８年度ごみの分別と出し方のルール」に有料広告の掲載を希望される方で、「あま市有料広告掲載要綱」、「あま市有料広告掲載基準」及び「ごみの分別と出し方のルール広告掲載取扱要領」を遵守できる方。

【広告の掲載期間】

掲載期間は「令和８年度ごみの分別と出し方のルール」の配布期間（令和８年３月から令和９年３月まで）

【申込方法】

申込にあたっては、「あま市有料広告掲載要綱」の第5条に規定する広告掲載申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、掲載予定の広告原稿又はイメージ図等を添付して下記へ持参又は郵送によりご提出ください。

提出先 あま市役所市民生活部環境衛生課

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地

電話番号 052-444-3132

※持参される方は、募集期間の土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。

【事前協議】

- 1 広告内容は、「あま市有料広告掲載要綱」、「あま市有料広告掲載基準」及び「ごみの分別と出し方のルール広告掲載取扱要領」に従ってください。
- 2 掲載決定の通知を受けた方は、掲載予定の内容等について事前協議を行います。なお、掲載の内容等をあま市が拒否、修正等をする場合がありますが、その指示に従っていただけない場合は、広告の決定を取り消すことがあります。

【広告掲載者の決定】

掲載を希望する方から申請書を受取り、あま市広告審査委員会で提出された書類の内容や条件などを審査の上、掲載者を決定します。

また、募集枠については、応募数に応じ枠を増やす予定をしておりますが、ページの都合等で対応できない場合は掲載をお断りする場合があります。その場合は、受付順により掲載者を決定します。

【注意事項】

- 1 この要項に適合しないもの、虚偽の内容等が記載されているものは失格となります。
- 2 広告の掲載又は不掲載の決定に至る経緯の公表はしません。また、不掲載の決定に対しての異議申し立ては受け付けません。
- 3 申請書の提出及び原稿の作成等に要する費用は、全て申請をされる方の負担となります。
- 4 提出された書類等は返却されません。
- 5 掲載位置等については、あま市が決定します。